

函館市通級指導実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則第140条および第141条に基づき、函館市立の小学校、中学校および義務教育学校に在籍する児童または生徒に対して、自校または他の小学校、中学校において通級による指導を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ことば（言語）、きこえ（聴覚）、まなび（発達）に課題がある児童または生徒が自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童または生徒一人一人の教育的ニーズを把握したうえで、児童または生徒が保有する力をより一層高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な授業および必要な支援を通級指導という形で実施する。

(名称)

第3条 通級指導の名称を「函館市通級指導教室」とする。

(対象)

第4条 通常の学級での学習に概ね参加でき、「言語障がい」「自閉症スペクトラム」「情緒障がい」「弱視」「難聴」「学習障がい」「注意欠陥多動性障がい」等の特性に応じた特別な指導を一部必要とする児童または生徒を対象とする。

(設置)

第5条 函館市通級指導教室を函館市立中部小学校、函館市立日吉が丘小学校、函館市立中央小学校、函館市立深堀中学校内に置く。

(児童または生徒の通級による指導の判断等)

第6条 校長は、自校または他校で通級による指導を受ける必要があると判断した児童または生徒がいる場合は、教育委員会に通級指導教室入級願いおよび通級チェックリストを提出するものとする。

2 前項において、児童の中学校への就学に当たっては、当該児童が在籍している小学校の校長が教育委員会に通級指導教室入級願いおよび通級チェックリストを提出するものとする。

3 教育委員会は、前2項および前項の通級指導教室入級願いおよび通級チェックリストを受理した時は、当該児童または生徒のうち、通級による指導を受けることが適当であると判断したものについて、函館市教育支援委員会就学指導部会において通級について判断するものとする。

4 教育委員会は、前項のうち、当該児童および生徒が自校または他校で通級による指導を受けることの可否について、その旨を当該児童または生徒が在籍している学校（以下「在籍校」という。）の校長に通知するものとする。

5 校長は、前項の通知を受けたときは、その内容に従い当該児童または生徒が自校または他校で通級による指導を受けることの可否について当該児童または生徒の保護者に報告するとともに、その意向を確認し、教育委員会に報告するものとする。

(特別の教育課程の編成等)

第7条 在籍校または就学校および通級指導教室設置校（以下「設置校」という。）の校長は、前条の通知を受けたときは、当該児童または生徒に関わる教育課程の編成について協議を行うものとする。

2 設置校の校長は、前項の協議が終了したときは、当該児童または生徒に係る当該学校における指導内容および指導時間を、在籍校または就学校の校長に通知するものとする。

3 在籍校または就学校の校長は、前項の通知を受けたときは、速やかに、当該児童または生徒に係る特別の教育課程を編成し、教育委員会に届け出るものとする。

4 前項の特別の教育課程による場合においては、在籍校の校長は、当該児童または生徒が設置校において受けた授業を、在籍校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすものとする。

(通級による指導の終了)

第8条 在籍校の校長は、自校または他校において通級による指導を受けている児童または生徒について、設置校と協議のうえ、当該指導を行う必要がなくなったものと判断したときは、教育委員会に退級について報告するものとする。

2 教育委員会は、前項の報告を受理したときには、当該児童または生徒について、通級による指導を終了することについての可否を函館市教育支援委員会就学指導部会において判断するものとする。

3 教育委員会は、前項のうち、当該児童および生徒が自校または他校で通級による指導を終了することの可否について、その旨を在籍校の校長に通知するものとする。

4 校長は、前項の通知を受けたときは、その内容に従い当該児童または生徒が自校または他校で

通級による指導を終了することの可否について当該児童または生徒の保護者に報告するものとする。

(その他)

第9条 その他自校または他校において通級による指導を行う場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。